

B 4 — 2

5	年	保	存
(令和8年12月31日まで)			

F N . B 4 — 3 — 0  
鹿 生 環 第 19 号  
鹿 生 企 第 240 号  
鹿 地 第 208 号  
令 和 3 年 7 月 1 4 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本	部	長
担当	企画指導係	Tel. [REDACTED]

消費者安全確保地域協議会への対応について（通達）

平成26年の消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）の改正により、国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会を組織できるとされ、同協議会の概要、留意点については、「消費者安全確保地域協議会への対応について（通達）」（平成28年4月26日付け鹿生環第80号ほか。以下「旧通達」という。）により示していたところ、食品表示等の不正事案が多発し、法改正等がなされたことに伴い、旧通達を下記のとおり一部改正したことから、引き続き事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達は令和3年7月14日から施行し、旧通達は令和3年7月13日限り廃止する。

記

## 1 消費者安全確保地域協議会の概要

### (1) 消費者安全確保地域協議会の組織（法第11条の3関係）

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関する分野の業務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされた。

なお、この関係機関として、都道府県警察（警察本部及び警察署）も含まれると解されている。

### (2) 協議会の活動（法第11条の4第2項関係）

協議会の構成員（国及び地方公共団体の機関，病院，教育機関，消費生活協力団体，消費生活協力員等）は，消費者安全の確保のため，消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち，その状況を見守ること等の取組を行うものとする。

なお，「消費生活上特に配慮を要する消費者」（以下「見守り対象者」という。）に該当するか否かは，それぞれの協議会で決めることとなるが，例えば，高齢者や障害者のうち，過去に消費者被害を受けた経験があるなどの理由により，消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

(3) 協議会への情報提供等（法第11条の4第1項及び第3項関係）

協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため，構成員間で必要な情報を交換するとともに，消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

また，協議会は，情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関して他の構成員から要請があった場合等は，構成員に対し，消費者生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

(4) 秘密保持義務（法第11条の5及び法第53条第1項）

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は，協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

なお，この規定に違反して秘密を漏らしたときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（併科なし）に処せられる。

## 2 警察の対応

(1) 協議会への参加について

警察本部においては，本年度中に県の協議会に加入予定である。各署においては，協議会の活動は犯罪被害の未然防止に資するものと考えられることから，地方公共団体等から協議会への参加要請がなされた場合は，積極的に参加すること。

なお，現在，協議会を設置している自治体は，鹿児島県のほかに鹿児島市，鹿屋市，瀬戸内町，湧水町，南大隅町，奄美市，知名町である。

(2) 見守り活動について

協議会が実際にどのような活動を実施するかは，それぞれの協議会において判断されるものであって，必ずしも，県警察が見守り活動の実働部隊になることを求められているものではないが，実働部隊とならなかった場合であっても，例えば，巡回連絡等を利用して消費生活センターから提供を受けた資料を配布するなど，協議会の見守り活動に有用な情報の提供などに努めること。

(3) 警察からの情報提供について

ア 消費者被害に関する一般的な被害情報の提供

消費者被害に関し，県警察で把握した手口，被害者の類型，被害の発生場所等の情報について分析し，積極的に協議会に提供すること。

## イ 見守り対象者に関する情報の提供

犯罪捜査、相談業務等で把握した見守り対象者に該当すると思料される者に関する情報について、本人の同意を得た上で協議会に提供するよう努めること。

なお、同意を得るに当たっては、見守り対象者に該当すると思料される者に対し、協議会の活動内容、協議会には秘密保持義務が課されていること等の説明を行うこと。

### (4) 警察に対する情報提供依頼について

協議会の求めに応じて情報提供をすることは義務づけられておらず、構成員それぞれの判断に委ねられているので、公共性及び必要性について検討の上、提供の可否を判断すること。

### (5) 個人情報の提供

(3)及び(4)の個人情報を提供する際には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の適用を受けることに留意すること。

## 3 実施上の留意事項

### (1) 積極的な協力の実施

協議会については、改正法の国会審議で、衆議院消費者問題に関する特別委員会においては「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。」とする附帯決議が、参議院消費者問題に関する特別委員会においては「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における意見交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。」とする附帯決議が、それぞれ決議されている。

したがって、各署においては、管轄内に協議会が設立され、同協議会への参加の要請がなされた場合は、附帯決議の趣旨を踏まえ、積極的な協力を努めること。

### (2) 連絡窓口等

協議会との連絡窓口については、警察本部にあっては、生活安全部生活環境課、各署にあっては、生活安全課又は生活安全刑事課とし、特に地域部門との連携を強化して効果的に業務を推進すること。

## 4 添付資料

(1) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）概要資料(別添1)

(2) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体一覧(別添2)

※添付資料は省略